

令和３年度 第１回 社会福祉施設・法人選考専門分科会議事要旨

- ・日時：令和３年１０月２１日（木）１４：３０～１７：３５
- ・場所：福祉局船場分室研修室
- ・出席者 会場出席 平田委員、吉村委員
リモート出席 石田委員、大仲委員、岡田委員、杉村委員、三田委員、山本委員
（岡田委員については、議案１のみ出席）

１ 議事について

【議案１】社会福祉法人の設立及び幼保連携型認定こども園の運営（事業譲受）

法人名：（仮称）社会福祉法人 湊夢創造館
施設名：認定こども園ポートタウンこども園
所在地：大阪市住之江区南港中５丁目

・質疑

〈委員からの主な質問等・法人からの回答〉

- １ 電子開示システムで譲渡元法人の当該施設の財務状況を確認したが、５,０００万円近くの現金があつて、借入金はない。事業を開始してからかなりの年数が経過しており、今後大規模修繕等でかなりの費用がかかることが予想されるので、当該現金等とともに事業を譲渡することは概ね妥当だと思うし、資金的にもやっていけると思う。

また、連携推進法人について、６００万円の予算しか想定していないが、５法人でやっていくための原資になりうるのか、見解を問う。

→制度の詳細が確定していないので正確には表記できないが、社員の兼務も可能ということなので、非常勤職員２名で業務を処理してもらうこととし、このほか会計ソフトのリース料と合わせて当初は６００万円程度での運営が可能であると見込んでいる。

- ２ 災害対策については、今はそれぞれの法人が備えを行っているとのことだが、連携推進法人が資金を準備して災害対策を一元的にやるわけではないのか。

→６００万円については、事務費等のみを想定しており、災害対策までは含めていない。連携推進法人で多額の経費がかかってしまうと各法人に大きな負担を求めることになる。災害対策に取り組むとすれば、基金等でお金を集めることを考えている。

株式会社とは異なり、社会福祉法人の基金については、返還義務を生じるので基金では心配なところもある。しばらく時間があるのでしっかり考えていた

だきたい（意見）。

- 3 新法人設立の理念について、その設立により地域に特化した事業がきめ細かく行えるとのことであるが、「今のところ、地域でできることがあれば積極的に関わっていききたい」とされており、受け身の姿勢に思われる。確かに新法人の設立によって、人材、時間や資金の確保ができやすくなり、可能性が増すことは理解できる。職員等にしっかり周知していただいて、可能性を具現化できるようマネジメントしていくことが重要である。この点、決意を含めて確認したい。

→ご意見については承知しました。行政に頼らず積極的に参画していきたい。社協の方が園のパートとして働いているので、その方から話を聞くことも含めて、園ぐるみ（法人、職員）で地域とこれまで以上に積極的に関わっていききたいと考えている。

- 4 理事予定者かつ新法人に事業譲渡を行う予定の理事長に尋ねるが、新法人を立ち上げて地域密着型のこども園を運営していくことについて、新法人の理事長を選んだ理由について、教えてもらいたい。

→新法人の理事長予定者とは、30 年来の付き合いがあるが、学校法人の経営実績もあり人格的にも優れている。地域にもなじんでおり、新法人の理事長としてふさわしいと考えている。

- 5 譲渡元である不易創造館の内部では、この新法人の設立に反対はなかったのか。また、事業譲渡の手続も問題なかったのか。

→事業譲渡にかかるガイドラインが改正されたが、改正されたガイドラインに則り、厚生労働省・大阪府の指導のもと、事業譲渡にかかる権利関係の整理を行っており、反対意見も特になかった。

・結果 適格

【議案 2】 既存法人による特別養護老人ホームの創設について

法人名：社会福祉法人 育福会

施設名：（仮称）特別養護老人ホームコティコート南大阪

所在地：大阪市東住吉区今川六丁目

・質疑

〈委員からの主な質問等・法人からの回答〉

- 1 組織体制について、理事長の親族は総務部長であるとのことであるが、部長級

は、どの階級にあたるのか。他の帳票では、施設職員となっている。これはどのようにとらえればよいのか。

→総務部長は、北大阪の施設で施設長の補助ということで、人事や経理など事務全般の管理業務を行っている。

- 2 施設において理事長の補佐をする総務部長について、施設ごとに配置されると考えればよいのか。

→理事である総務部長は、北大阪の総務部長をやってきたが、今後西宮と北大阪の人事給与管理等を統一管理することを進めており、この業務を総務部長にやってもらうことを考えている。

- 3 法人の理念の実践について、育福会での理念の実践を経験したことがある職員がユニットリーダー等になることが望ましいと考えているが、法人外からのユニットリーダー等の採用も検討されている。いかにして育福会の理念を定着させ実践してもらうのか。

→南大阪では、外部からのキャリアスタッフを採用することとしているが、既存の北大阪や西宮の施設でユニットリーダー等を務める者が研修等を通じて新たに採用されたユニットリーダー等に法人の理念を伝えていく。また、人事異動により既存施設のユニットリーダー等の一部を南大阪に配属することも考えている。

- 4 収支及び事業計画について確認したい。施設整備費用について、コロナ渦により建築資材等が高騰し、経費が 1.5 倍近くになっているような話も聞くが、その影響や計画の見直しの必要性について確認したい。

→現段階では、入札等の手続は行っていないので、建設業者は決まっていない。しかしながら、建設に係る経費や開所後の収入などについて予算組みを行っており、今の予算でやってくれる業者の応札を希望しており、情報も収集しながらやっていくことを考えている。建築方法についても現在は鉄筋造で考えているが、耐火木造や RC についても検討している。今のところ、予算の増額をしなくてもよいのではないかと考えているが、今後さらに資材等の高騰が続けば、今の予算で対応できないことも考えうる。1 ユニット 15 人を認めてもらえばできることもあるかもしれない。

- 5 110 床を開設後 3 か月で満床にすると計画されているが、これだと 1 日 1 ～2 人を新たに受け入れることになる。それが本当に利用者の人権等を尊重したようなやり方になるのか疑問である。新しい職員も多くいる中で一人ひとりを十分見て受け入れることは難しく、一人ひとりを大切にして受け入れてい

くことにならないのでないか。

→西宮では、1週間で満床にしている。現場では、自宅等で日々介護することが厳しいという声を多く聞いている。自宅で介護できる状況であれば、デイサービスや訪問介護を使うこともできるが、病院からの退院を迫られていたりする場合もあるので、できるだけ早期に入所してもらえるようにやっている。1日に何人入ってきたとしても一人ひとりに対応できる体制づくりをやってきたと考えている。今のところ、入所にあたって苦情が出るといったこともなく、ご家族からは早く入所できてよかったという話をいただいている。

家族の状況はよくわかるが、入所をされるのは利用者なので、利用者がきちんとアセスメントをされて、施設で受けるケアの説明を受けたうえで入所してもらいたい。地域を離れ終の棲家になるかもしれない場所への入所なので、そのあたりのことも大切にしたい（意見）。

- 6 人権に配慮した体制を作っているとの話だが、具体的に説明してほしい。前回ユマニチュードについて質問したが、知らないからやってはいけないということではなくて、よくわかっていないのに全職員に徹底されたという点に不信がある。人権に配慮した入所者への対応をどういった職員の体制で行っているのか具体的に説明してほしい。

→入所時の状況などアセスメントをとったものをフロア・ユニットで共有化を行っている。関係職員とも情報の共有化を図り、入所者の思い、生活歴や嗜好性などを把握させて入所日を迎えるようにしている。

今の話は当たり前に行うことであり、体制整備をしているというときには、例えば、緊急時にどういった対応をするとか、ある理念に基づいて特別にこういったことをやっているということを聞いたかったが、今日のこれまでの話では理解しがたかったし、今の答えしかないこともわかった（意見）。

〈意見交換〉

- ・資材等が大幅に高騰し、基本計画に大幅な変更を来した場合は、どうなるか。
- ・（高齢施設課）そのような場合は、整備資金計画を見直し、法人の自己資金でできる場合は問題ないが、借入金が増える場合は分科会に報告させていた。
- ・昨年度末の貸借対照表をみると、法人の現金預金は2億円あまりである。建設費用が1億円上がるだけでもかなり厳しいと思われる。
- ・西宮はわずか6日間で70人を入所させたということだが、このようなことは

可能なのか。どこでも苦勞しているところなので、ありのままに話してもらった方がよかった。

- ・法人の理事名簿をみても、施設長は1名だけであとは施設職員が入っている。施設職員の役割が非常に不明確なので、法人・施設の指揮命令がよくわからなくなっている。
- ・わずか6日間で入所させる、事故が起こっていないのが不思議なほどである。法人の姿勢として、稼働率をあげることを重視されているように思われ、これが110床となると建物にも利用者にも不慣れな職員が対応することになるのに、急いで建設し急いで開所しようとしているように感じる。万一事故が発生した場合の施設運営の責任体制を整備すべきである。もし、適格となった場合には、入所者支援を第一に考えることを伝えてほしい。また、悔いのないケアをしていただけるような体制整備をお願いしたい。
- ・審議結果が適格との判断になったとしても、今後建設費等の高騰によって基本計画を大幅に変更するような場合は、主管課と協議してもらい再度審議する場合がある旨言及する必要があるのではないか。また、満床を急ぐあまり急激な入所は行うべきではなく、利用者本位から離れることはないようにする旨を言及する必要があるのではないか。

・結果 次 의견を付して適格

- ・分科会で審議された内容において、建物構造及び設計図面(ユニット・居室等)の変更など建設計画の変更、借入金の増額、借入金返済計画の変更を伴う施設整備計画に係る資金計画の変更は、分科会で審議した内容から大幅な変更となる。その場合は、改めて再度の審議対象とする。

なお、本市からの指摘や関係法令等に合致させるための設計図面の変更、施設整備基準にない付帯施設の変更などについては、この限りではない。

- ・施設の開設時において、空室率の減少を急ぐことにより、重要な利用者本位という観点が欠落することがないよう厳に留意すること。